

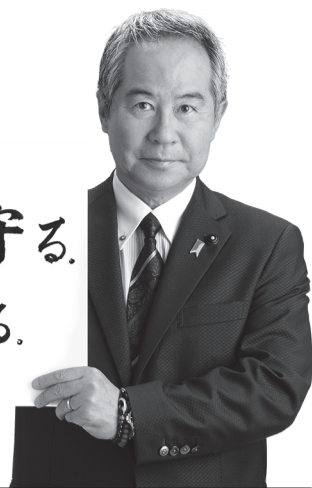
未来ネットワーク通信

ひがの義幸県政だより

台風19号豪雨災害緊急広報

ひがの義幸後援会 〒328-0075 栃木県栃木市箱森町7-9
TEL 0282-23-8855 FAX 0282-23-8856

とちぎを守る。
命を守る。



台風19号の襲来により、尊い人命を落とされた被害者にお悔やみを申し上げますとともに、被災されたすべての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

現在、各地域の災害状況の確認を急いでおり、早急に被災地の復旧・復興に最大限の力を注いでまいります。

ひがの義幸後援会では、皆様から多数のご質問・ご相談をいただいております。り災証明書、ゴミの取り扱い、感染症予防等につきまして、取り急ぎ分かり易く取りまとめましたので、ご一読頂きご参考にしていただけたら幸いです。是非ご近所の方へもお知らせ下さい。最後に、皆様の一日も早い復旧・復興とご健康を心よりお祈り申し上げます。

栃木県議会議員 **ひがの義幸**

り災証明書の発行はお早めに！



Q. そもそも
罹災（りさい）証明書って
何ですか？

A. 災害による被害の程度を証明する書類のことで、市町村で災害が発生した場合、市町村長は、被災者から申請があれば被害の状況を調査し、り災証明書を交付する必要があるのです。
(災害対策基本法第90条の2)



Q. 何に利用するのですか？

A. 自然災害（風水害、地震、津波等）や、火災の被害に見舞われ、被害者支援制度などを受ける際に、り災証明書を取得していることが必要になる場合があります。



Q. 具体的にどんなときに
利用するのですか？

A. 被災者が各種届出、証書などの再交付申請、火災保険の請求、税の減免手続き等の際に必要になります。



Q. どこで手続きするのですか？

A. 市町村などの担当部署に申請して発行してもらいます。
窓口 栃木市役所 本庁舎2階2C4
資産税課になります。



Q. 申請の手続きは本人だけですか？

A. 申請は本人以外に配偶者、同居の親族が行うことができますが、代理人の場合は委任状が必要となります。



Q. 申請に必要なものはありますか？

A. ①身分を証明できるもの
②印鑑（認印等で可）
③被害の状況が分かる写真
④委任状（代理人の場合）
⑤賃貸借契約書等（貸事務所、貸店舗等で借主が申請する場合）



Q. すぐにもらえるのですか？

A. 現地調査を行った後に発行の手続きとなりますので、1週間から1ヶ月を要することがあるかもしれません。そのためにも早めに申請して下さい。



○その他の支援について

(1) 公的支援について

- ①被害のあった家屋や土地の固定資産税や国民健康保険料が、一時的に減免、若しくは猶予されることがあります。
- ②被災者生活再建支援金や義援金の支給を受けられます。
- ③公的書類の手数料が無料になります。
- ④公営住宅への入居が優先的に認められます。
- ⑤災害復興住宅融資を受けられます。

(2) 民間支援について

- ①金融機関などから低利の融資を受けられることがあります。
- ②学校などの授業料が減免されることがあります。
- ③災害保険の保険金を受給することができます。